



大韓民国における 農業労災補償制度と現状



Hitoshi-MIYANAGA JAHadano

1.June.2023



◆ 要旨

1. 背景

- ・韓国労働災害統計によると、農産業分野の労働災害が他の産業より約1.5倍多く発生している。
- ・事故発生率は全産業の2.5倍を超える。
- ・農業人は農薬、農業機械など多様な有害、危険要因に露出される確率が高い。
- ・農作業は地域別・農家別・品種別作業方式が異なり、標準化されておらず安全災害予防管理が難しい場合も多い。

2. 目的

- ・脆弱な農業人の安全をはかるための具体的方策について考察する。
- ・2016年「農漁業者の安全保険及び安全災害予防に関する法律」が施行されたことによるその取り組みと成果を考察する。

3. 調査方法

- ・元韓国農協中央会 信用代表理事 玄 義松（ヒョン イソン）氏の資料・情報提供等と韓国農協中央会 日本事務所 所長 金 用守（キム ヨンス）氏の情報を参考・引用する。

4.調査結果・考察

- ・2016年に施行された「農漁業人安全保険法」により農作業安全災害予防事業の法的根拠法が用意され、農業振興庁・自治体が中心となって取り組まれているためか、一部農協では高い保険加入率となっている。一方、保険加入率が低位の農協もあり、今後、農協の主体的な取り組みが求められる。

5.結論

- ・農作業安全災害予防推進強化法案により、2027年までに取り組むべき安全災害予防研究開発や技術・普及指導など具体的計画が確認できた。
- ・結果、自治体の積極的かつ具体的な計画の基、国を挙げての横断的な取り組みにより、坡州市「ヨンチョン畜産農協」では労災保険加入率80%と高水準であった。自治体の負担保険料助成や農業振興庁をはじめ、各自治体など横断的な実践は見習うべき点は多い。
- ・農業現場で活動する380人余りの「農業人安全教育リーダー養成計画」に基づく実践が期待される。

◆韓国における保険制度等の概要

○韓国の農業者人口

- ・現在、韓国の農業者人口は約230万人である。

○農漁業人安全災害保険に加入できる対象者は？

- ・農漁民と農漁業勤労者の農漁業作業中による負傷・疾病・障害または死亡を補償するための農業者及び漁業者が加入する保険である。

○「農漁業人安全災害保険」の加入できる条件は？

- ・満15歳～87歳（ただし一部商品は満84歳）で営農に従事する農業人を被保険者とする契約である。「一般1型は満15歳～87歳、一般2型・一般3型・労災型は満15歳～84歳」

○「農作業勤労者安全災害保険」

- ・満15歳～87歳の農業勤労者（90日未満）を雇用した経営主である農業人で、保険請求手続きは保険加入者が行う。農作業中に事故に遭ったことを明らかにして、農協に請求して各種補償を受け取ることができる。



○日本の専門家資格者「社会保険労務士」と同様の資格制度があるか？

- ・韓国は、「公認労務士」の制度がある。
- ・公認労務士は、労働分野の専門的な法律、経営、経済知識サービスの需要に対応して誕生した制度である。
- ・民事・刑事訴訟を主に担当する弁護士とは異なり労働法律、経営諮問、人事労務、4大保険、政府支援金、コンサル手イング、経営学術用役などにおける広範囲な労働関連知識を提供する。
- ・沿革は、1980年代に急増する労働関連法律サービスを満たすため、日本の社会保険労務士制度を参照して導入された。公務中心の韓国の特性上、日本の社会保険労務士とは異なり事件を代理する権限があり、社会保険側に特化するより労働関連法律事務及び審判代理を遂行している。



報告内容の情報収集先概要

元韓国農協中央会 信用代表理事 玄 義松（ヒョン イソン）氏の資料・情報提供等と韓国農協中央会 日本事務所 所長 金 用守（キム ヨンス）氏の情報进行参考・引用して考察する。

- ◆ 農業振興庁
- ◆ 京畿道農業技術院
- ◆ 忠清南道農業技術院
- ◆ 原州市農業技術センター
- ◆ 金 鍾泰（キム ジュンテ）セヌリ党国会議員（尚州）
- ◆ 京畿道「知道農協」、坡州市「ヨンチョン畜産農協」

◆概要

国際労働機構(ILO)は農林漁業を鉱業・建設業と共に3大危険産業と規定している。




◆韓国の農業労災課題

韓国も労働災害統計によると、農産業分野の労働災害が他の産業より約1.5倍多く発生している。事故発生率は全産業の2.5倍を超える。

農業人は農薬、農業機械など多様な有害、危険要因に露出される確率が高い。

また、農作業は地域別・農家別・品種別作業方式が異なり、標準化されておらず安全災害予防管理が難しい場合も多い。



◆ 韓国の労災予防強化

このように脆弱な農業人の安全をはかるため、2016年から「農漁業者の安全保険及び安全災害予防に関する法律」が施行されている。(略称:農漁業人安全保険法)

この法律は一般勤労者とは異なり、大部分が労災保険加入から除外される自営農業人に対する社会安全網制度といえる。

昨年は農業人安全制度が重大な転換期となった年だった。

「農漁業人安全保険法」改正で農作業安全災害予防事業の法的根拠が用意された。



◆農村振興庁

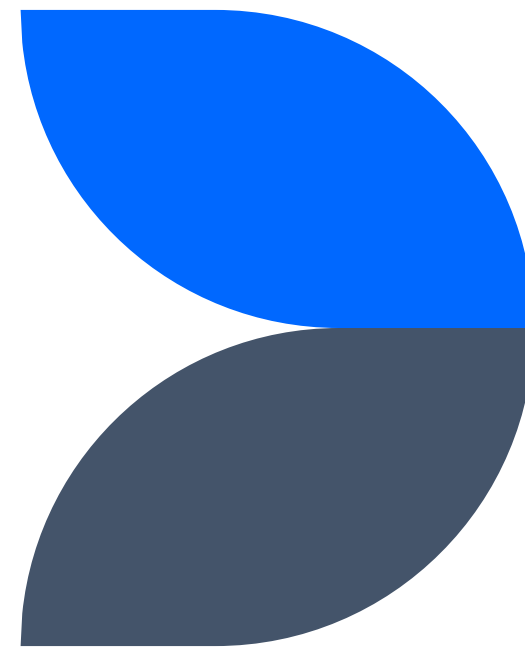
法的委任業務を支障なく推進するために安全災害予防研究・指導・教育など関連部署が共に集まり「農作業安全災害予防推進強化方案」を用意した。

今年から2027年までの5年間で・・・

- (1)安全災害予防研究開発
- (2)技術普及・指導
- (3)教育・広報
- (4)専門人材養成など

・・・分野別に細部推進計画をしている。

農業振興庁の目標



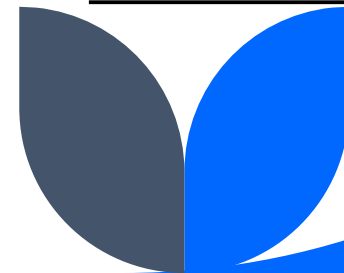
◆目標内容

今年1月、課単位の農業人安全専担組織を新設し、労災予防管理水準の農作業安全災害予防管理システム構築に集中している。

合わせて農食品部、地方自治体、農協などと今年の農作業安全災害予防施行計画を樹立・施行し、標準条例案を配布して地方農村振興機関の農業作業安全災害予防条例制定を支援する。

今年末までに農業現場で活動する380人余りの農業人安全リーダーを養成する計画である。

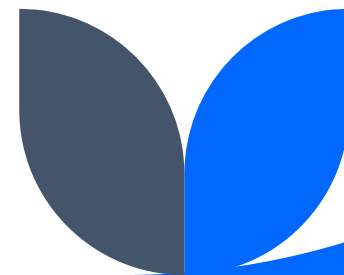
これと共に、今年下半期に施行される安全教育履修農業人に対する安全災害保険料割引政策を後押しするため、農業人安全教育システムを全方位的に拡充する。



◆重大災害処罰法の適用

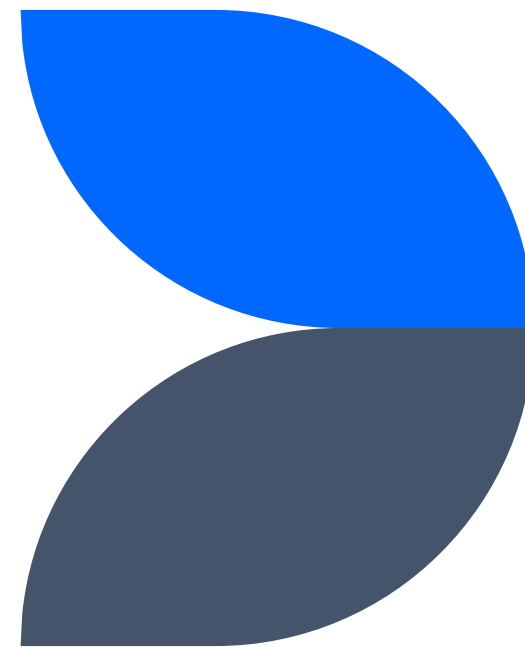
2024年1月からは農業部門も例外なく常時勤労者5人以上の事業場に対して「重大災害処罰法」適用が拡大される。

農業振興庁は、農業人の業務上災害統計生産および原因究明、根拠基盤の安全災害予防技術開発および普及を強化する計画である。同時に小規模農作業場の危険性評価技法試験適用および対応マニュアル開発、農作業有害要因別農作業安全指針開発・普及など多角的な安全災害予防事業を推進中である。



金 鍾泰 (キム ジュンテ)

— 国会議員代表発議 —

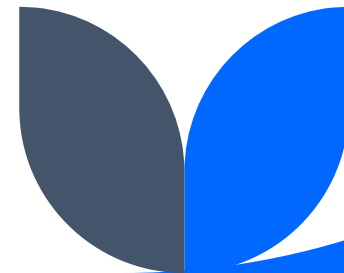


◆小規模農業者の安全災害に対する法的保護装置の用意

金鍾泰国會議員は、「我が農村は高齢化と空洞化にともなう労働力不足で農業人の労働時間および労働強度が継続増加しており、営農機械・農薬などの使用頻度が増加し安全事故の危険が高く対策準備が至急な実情である。

特に農業分野の災害率が2012年基準で1.30%に達し、産業全体災害率0.59%より2倍以上高くなっている。」として…

昨年12月18日、小規模農業者に対する保護を拡大し農業人の安全災害補償と予防のために代表発議した「農業者安全保険および災害予防に関する法律案」が9日、通常国会本会議を通過させた。



◆ 農業人安全災害補償保険法案

農作業によって発生する農業人の負傷・疾病・身体障害または死亡を補償するための農業人安全災害保険の制度新設と国家と地方自治体が保険料の一部を支援するようにする「**農漁業人安全災害補償保険法案**」を代表発議した。

この法律案の主な内容は農漁業人安全保険と安全災害予防に関して必要な事項を規定し、**負担保険料を国が100分の50以上支援、農業の範囲を幅広く規定**し、支給保険金の種類を傷害・疾病治療給与、休業給与、障害給与、看病給与、遺族給付、職業リハビリ給与、葬儀費などに多様化し相当な水準の補償機会を提供するということである。

◆金鍾泰（キム ジュンテ） 国会議員声明

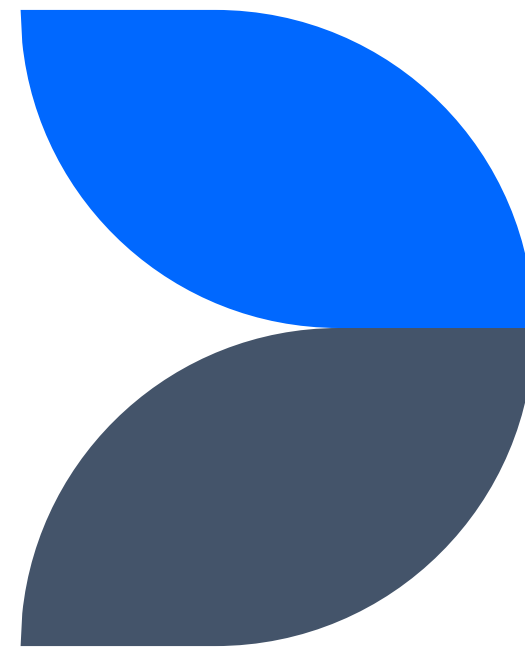
「50年間、安全死角地帯に置かれた小規模農業人の安全災害に対する法的保護装置が用意されたとして、農業人が気楽に農業に従事できる条件を作るために最善を尽くす」と明らかにしている。

一般民間保険加入時に農業人は危険職群に分類されるので、高い保険料を支払って加入しなければならない。これに対し農業人オーダーメイド型の特化された政策保険として誕生したのが農業人安全災害保険である。安全事故はいうまでもなく予防が最善だが、念のための保障策も同時に用意された時、政府が指向する「農民が安心して農業をする国」をつくることができる。

「農民が安心して農業をする国」をつくるために！

農作業安全予防

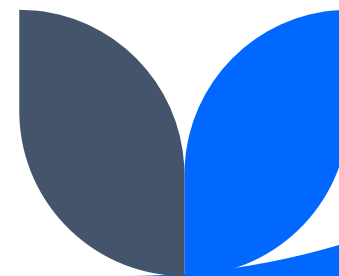
— 農作業の安全教育効果が大きい —



◆京畿道農業技術院の取り組み

農作業で発生しうる疾患を予防し、事故の危険を避けるために優先されなければならないのが安全な作業環境だ。このために農作業補助具と便宜装備を積極的に活用しなければならず、1時間作業後には必ず休息とストレッチをすることが望ましい。農作業の簡便装備としては運搬車、草刈り機、噴霧器、電動ハサミなどがあり、農業技術センターなどを通じて農家に普及している。

これと関連して、京畿道農業技術院は農作業時に起こりうる各種災害予防と農業人の筋骨格系疾患を予防するために2008年から道内85ヶ所に23種、約3万ヶ余りの農作業環境改善と補助器具を普及している。



◆忠清南道農業技術院の取り組み

作目別オーダーメイド型安全管理実践モデル事業もすすめた。

施設キュウリや梨、高麗人参などの栽培作目班と村を対象に農作業危険性評価と参加者安全教育を実施し、農業人たちの大きな呼応を得ている。

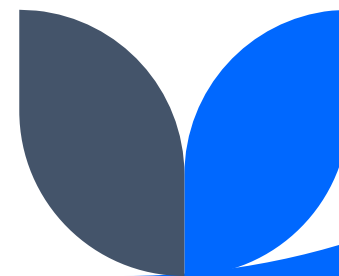
最近、忠清南道農業技術院も便宜装備の普及で農業生産性を高めた。

農作業安全示範事業として簡便装備を導入した結果、農業人が感じる疲労症状が65%減少したことが確認された。

また、農作業所要時間短縮で生産性が49.5%大きく向上した。

農作業安全示範事業は、道内30ヶ所で作目別オーダーメイド型安全管理実践示範と農作業環境改善簡便装備など4事業で推進している。

**各自治体は農業人の安全のために
多様な教育プログラムを進めている。**



◆原州市農業技術センター

作目班は安全を徹底的に守るために作業日誌を書くことを日常化した。

また、作業前に安全で簡単に働く方法を頭の中で思い出した。自らの動線を描いてみて作業を行った結果、もう少し迅速に作業を処理できるという長所が生まれた。

合わせて、作業前に簡単な準備運動を着実に進め、突然の動作で筋骨格系に無理がかからないようにした。最後に作業前の作業日誌を土台に作業後の日誌を書いて一日を反省し農作業時に体に無理がかかる行動を減らしていき、安全に対する認識を確固たるものにした。

農作業有害環境で農業人の安全保障のために電動噴霧器と高圧噴霧器、無振動軽量予取器と動力肥料散布機を普及した。このような**教育を通じて安全管理水準は88%に向上**した。

また、主要作業段階別危険度74%減少し、**予想災害費用も79%減少**したことが確認されている。



ほとんどの高齢農業者は、農作業補助具などの装備を面倒だという理由で着用しない。例として挙げた作目班も55歳以下が29%、55~65歳が52%、66歳以上が19%だ。作目班のある農業人は「最初は便宜装備が高くて面倒くさくて着用をしなかった」としていたが、しかし「危険から私を守ることができ、今後は私費をかけてでも購入したい」としている。

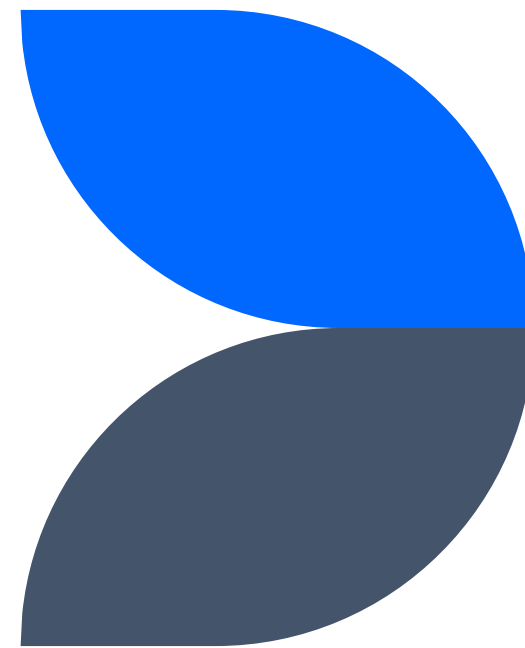
このように「持続可能な農業と農業人が健康で幸せな農村を育成するためには、農業人が安全で効率的に作業できる環境づくりと関連機関との協業を通じた農作業安全事業の持続的推進が必要だ。

しかし、事前に気をつけて予防するとしても、事故が発生しかねない。農作業安全事故も同じだ。徹底した予防が優先だが、事故発生の場合も備えなければならない。」としている。



農業人のためのセーフティネット

— 農業人オーダーメイド型政策保険 —



◆ 農漁業人安全災害保険

農業人の場合、一般民営保険会社では普通3級危険群と規定されているため、保険加入に不利益がある。

これに対し農業人を非危険職群に分類し、農業人が簡単に保険に加入できるよう農業人オーダーメイド型政策保険として誕生したのが「農漁業人安全災害保険」だ。この保険加入には政府補助金50%と地方自治体ごとに財政状況に応じて保険料の一定部分を支援し、農業人の保険料負担を最小化している。性別・年齢区分なしに単一保険料が適用される。

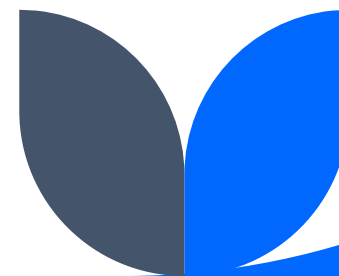
◆農業人安全災害保険加入率

農業振興庁・農食品部によると、2016年の**農漁業人安全災害保険加入率は55.5%**であり、2017年の目標値は60.5%(81万件)だったが、**実際74万4000件余りが加入**したが、目標値に到達できていない。

※加入者100%の想定件数 = おおよそ134万件



農漁業人安全災害保険の加入が不振な理由として農協生命関係者は「任意加入で農業人が必要性と重要性に対する認識不足と商品の広報不足」を挙げている。



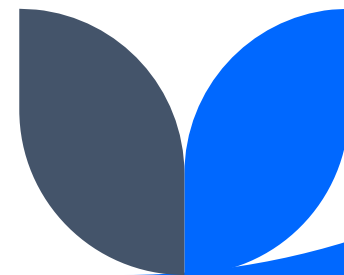
農業人安全災害保険は農業経営体登録をした農業人であれば別途の制限なしに加入が可能だ。農業人に必ず必要な傷害・疾病・休業・障害・介護・葬儀費など実質的な保障特典を提供している。

保険は「農漁業人安全災害保険」と「農作業勤労者安全災害保険」の2種類に分けられる。

性別・年齢区分なしに単一保険料が適用される。

「農漁業人安全災害保険」は満15～87歳まで、

「農作業勤労者安全災害保険」は20～84歳まで加入が可能となっている。



◆農業人安全災害保険は誰でも単一保険料

農業経営体登録は農業人夫婦のうち男性だけになっている場合が多く、夫婦とも加入するためには夫婦型加入が必須で、保障金額と内容によって一般1型から4型まで加入できる。

個人一般1型の一年**保険料は計10万8500ウォン(約10,850円)**だ。このうち**50%の5万4250ウォン(約5,425円)**が政府支援となる。

また、**地方自治体ごとに20~30%の支援があり農業人負担は2万ウォン(約2,000円)内外で1年の安全が補償される。**

◆課題は・・・

- ・農業労災を忠実に補償できる制度改善
- ・加入拡大のための方策



◆ 目標を達成する方法

－ 農業労災事故の予防と補償 －

農業人の安全管理活動支援

「作目別安全管理実践事業」「農業活動安全事故予防生活化事業」

農業人の作業前に健康安全確保のための制度的基盤を用意するために、2015年に農漁業人の安全保険および安全災害予防に関する法律」が導入され、2016年から施行されているため、**農村振興庁は安全災害研究と予防に関する業務を委任されて遂行しており、この2つの事業を通じて農業人の安全管理活動を支援している。**



◆ 目標を達成する方法

－ 農業労災事故の予防と補償－

「国家技術師資格試験」の実施 「農作業安全保健技師」養成

農業振興庁は、「他の産業分野とは災害発生形態が異なるため、農業分野に特化した安全保健管理専門家の養成という点に大きな意義がある。」としている。

このような**制度も重要だが、健康で安全な農作業環境づくりのために最も重要なことは安全災害予防に対する農業人の認識と実践**である。

「災害の事前予防」は「災害後の補償」よりさらに重要で効果が大い安全管理方法であるため、多くの農業人が農漁業人安全災害保険加入と教育、農作業安全管理活動に積極的に参加することを願っている。



◆京畿道「知道農協」と坡州市「ヨンチョン畜産農協」の農業労災事故の予防と補償の取り組み

法第7条 保険事業者は、農業人は「保険業法」による保険会社と規定され農協の明示はないため、農協の取り組みについて確認した。

- ・知道農協（都市部）における保険加入率40%、ヨンチョン畜産農協（農村部）加入率80%と高い水準である。
- ・高い水準である理由は、地域特性もあるが自治体为中心となり農協が取扱窓口となっている点である。
- ・一方、農業者から寄せられている意見として、
 - (1) 個人保険に加入しているので必要性を感じない。
 - (2) 補償内容が満足できない。
 - (3) 災害発生時の手続きが不便である。
 - (4) 農業者中心の補償制度が確立できていない。
 - (5) 知道農協管内の地域においては、農業者の把握ができていないことがある。





ご清聴ありがとうございました。

<http://ja-hadano.or.jp>

[E-mail:h-miyanaga@hdn.kn-ja.or.jp](mailto:h-miyanaga@hdn.kn-ja.or.jp)

農業事故補償及び予防に関する「農漁業者の災害保険及び災害予防に関する法律」

[施行 2016. 1. 7.] [法律第 12962 号、2015. 1. 6.、制定]

本文

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) この法律は、農漁業作業により発生する農漁業者と農漁業労働者の負傷・疾病・障害又は死亡を補償するための農漁業者の安全保険と安全災害予防に関して必要な事項を規定することにより農漁業従事者を保護 と、農漁業経営の安定と生産性向上に資することを目的とする。

第 2 条 (定義) この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。〈改正 2015. 6. 22.〉

1. 「農漁業作業」とは、「農業・農村及び食品産業基本法」第 3 条第 1 号の農業と「水産業・漁村発電基本法」第 3 条第 1 号家目の漁業を目的とするすべての形態の作業をいう。
2. 「農漁業人」とは、「農業・農村及び食品産業基本法」第 3 条第 2 号による農業人と「水産業・漁村発電基本法」第 3 条第 3 号による漁業人をいう。
3. 「農漁業労働者」とは、農漁業作業を行うために農漁業者又は「農漁業経営体の育成及び支援に関する法律」第 2 条第 2 号及び第 5 号による農業法人又は漁業法人に雇用され、勤労を提供する者をいう。
4. 「農漁業作業安全災害」とは、農漁業作業により発生した農漁業人及び農漁業労働者の負傷・疾病・障害又は死亡をいう。
5. 「農漁業人安全保険」とは、農漁業人又は農漁業労働者に発生した農漁業作業安全災害を補償するための保険として、第 7 条第 2 項により農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官と約定を締結した保険事業者が農漁業人又は農業法人・漁業法人に対して販売する保険をいう。
6. 「保険料」とは、農漁業人安全保険に関する保険契約者と保険事業者との間の約定により、保険契約者が保険事業者を支払わなければならない金額をいう。
7. 「保険金」とは、農漁業人安全保険の被保険者に農漁業作業安全災害が発生した場合、保険契約者と保険事業者との間の約定により、保険事業者が被保険者又はその遺族等に支給する金額をいう。
8. 「治癒」とは、けがや病気が治癒したり、治療効果をもはや期待できなくなり、その症状が固定された状態に至ったことをいう。
9. 「障害」とは、けがや病気が治癒したが、肉体的または精神的毀損による労働能力の喪失または減少した状態をいう。

第 3 条 (保険事業の管長) ①この法律による農漁業人安全保険事業 (以下「保険事業」という。)のうち、農業人安全保険に関する事項は農林畜産食品部長官が管掌し、漁業人安全保険に関する事項は海洋水産部長官が管掌する。

②保険事業の会計年度は、政府の会計年度による。

第 4 条 (国家等の財政支援) ①国家は、毎会計年度予算の範囲で農漁業人安全保険 (以下「保険」という。)の保険契約者が負担する保険料の 100 分の 50 以上を支援しなければならない。この場合、地方自治体は予算の範囲で保険契約者が負担する保険料の一部を追加支援することができる。

②第 1 項により保険料の一部を国家が支援する場合、農漁業者の経営規模等を勘案して保険料を差等支援することができる。

③第 1 項及び第 2 項による保険料支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第 5 条 (保険事業に関する審議) 「農漁業災害保険法」第 3 条による農業災害保険審議会又は漁業災害保険審議会は、保険事業に関する次の各号の事項を審議する。この場合、農業人安全保険に関する事項は農業災害保険審議会が審議し、漁業人安全保険に関する事項は漁業災害保険審議会が審議する。

1. 保険事業の運営計画に関する事項
 2. 保険金の種類及び保障範囲に関する事項
 3. 保険事業に対する財政支援に関する事項
 4. 農漁業作業安全災害の予防業務に関する事項
- その他、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が保険事業について審議に付す事項

第 2 章 保険事業の運営

第 6 条 (被保険者) 保険は、農漁業人又は農漁業労働者を被保険者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は被保険者となることができない。

1. 「産業災害補償保険法」による産業災害補償保険の適用を受ける者
2. 「漁船員及び漁船災害補償保険法」による漁船員保険の適用を受ける者
3. 最近 2 年以内に保険関連保険詐欺行為で刑事処罰を受けた者
4. その他大統領令で定める者

第 7 条 (保険事業者) ①保険事業を行うことができる者は、次の各号のとおりである。

1. 「保険業法」による保険会社
2. 「水産業協同組合法」による水産業協同組合中央会 (以下「水協中央会」という。)

②第 1 項各号の者として保険事業をしようとする者は、次の各号の書類を農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提出し、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官と保険事業に関する約定を締結しなければならない。

1. 事業方法書
2. 保険約款

3. 保険料及び責任準備金算出方法書

4. その他大統領令で定める書類

③第2項により約定を締結した保険事業者は、提出した書類の内容のうち大統領令で定める重要な事項を変更しようとする場合には、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官と再び約定を締結しなければならない。

④第2項及び第3項により約定を締結するために必要な事項は、大統領令で定める。

第8条（農漁業作業安全災害の認定基準）①農漁業人及び農漁業労働者が次の各号の区分による各首のいずれかに該当する事由により、負傷、疾病又は障害が発生又は死亡すると、これを農漁業作業安全災害に認める。

1. 農漁業作業関連事故

農漁業者や農漁業労働者が農漁業作業またはそれに従う行為（農漁業作業を準備または仕上げしたり、農漁業作業のために移動する行為を含む）をしていたときに発生した事故

農漁業作業に関連する施設物を利用していたところ、その施設物などの欠陥や管理の消ホールで発生した事故だ。他に農漁業作業に関連して発生した事故

2. 農漁業作業関連疾患

農漁業作業の遂行過程で有害・危険因子を扱ったり、それにさらされて発生した病気

農漁業作業関連事故によるけがが原因で発生した病気だ。他に農漁業に関連して発生した病気

②第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、農漁業作業安全災害と認めない。

農漁業作業と農漁業作業安全災害との間に相当因果関係がない場合

農漁業人及び農漁業労働者の故意、自害行為や犯罪行為又はそれが原因となって負傷、疾病、障害又は死亡が発生した場合

③農漁業作業安全災害の具体的な認定基準及び農漁業作業関連疾病の種類等は、大統領令で定める。

第9条（保険金の種類）①保険において被保険者の農漁業作業安全災害に対して支給する保険金の種類は、次の各号のとおりである。

1. 傷害・疾病治療給与金
2. 休業給与金
3. 障害給与金
4. 介護給与
5. 遺族給与金
6. 葬儀費
7. 職業リサイクル給付金
8. 行方不明給与金

9. その他大統領令で定める給与金

②傷害・疾病治療給与金は、被保険者が農漁業作業により負傷したり、疾病にかかった場合にその医療費のうち、実際に本人が負担した費用（「国民健康保険法」による療養給与費用又は「医療給与法」による医療給与費用のうち、本人が負担した費用と非給与費用を合わせた金額をいう）の一部を被保険者に支給する。

③休業給与金は、農漁業作業により負傷したり、疾病にかかって農漁業作業に従事できない場合に、その休業期間により算出した金額を被保険者に一時金として支給する。

④障害給与金は、農漁業作業により怪我をしたり、疾病にかかって治癒後にも障害がある場合に障害等級により策定した金額を被保険者に一時金で支給する。

⑤介護給与金は、第2項により傷害・疾病治療給与金を受けた者のうち、治癒後、医学的に常時又は随時介護が必要で、実際に介護を受けた被保険者に支給する。

⑥遺族給与金は、被保険者が農漁業作業により死亡した場合、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める遺族に一時金で支給する。

⑦葬儀費は、被保険者が農漁業作業により死亡した場合に農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める遺族に支給する。ただし、被保険者の遺族がない場合には、実際に葬儀を行った者に支給する。

⑧職業リハビリ給与金は、次の各号の基準に従って被保険者に支給する。

1. 第4項により障害給与金を受けた者として他の業種で就職するために職業訓練が必要な者に対しては、その職業訓練にかかる費用及びリハビリ訓練にかかる費用

2. 第4項により障害給与金を受けた者として、農漁業作業に復帰する者については、農漁業作業を継続するためのリハビリ訓練にかかる費用及び農漁業作業適応のための訓練費

⑨行方不明給与金は、被保険者が「漁船法」第2条第1号ラ目による船舶で漁業作業を行っている間、難破等の事故で1ヶ月以上生死が分からない場合に、海洋水産部令で定める遺族に支給する。

⑩第1項から第9項までの規定による保険金の具体的な支給基準と方法、支給額の限度等に必要な事項は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める。